

土木積算工事における「避暑（熱中症予防）・防寒対策」に関する 現場環境改善費の積算要領

1 目的

本要領は、「避暑（熱中症予防）・防寒対策」に関する現場環境改善費の算定について、必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算および実施に資することを目的とする。

2 積算方法

- (1) 「避暑（熱中症予防）・防寒対策」に関する費用は、現場環境改善の率計上の実施項目から除外し、原則、変更設計にて、共通仮設費に積上げ計上するものとする。
- (2) 現場環境改善費の率計上として算出された額の 100%を上限として積上げ計上できるものとする。
- (3) 変更協議の際に、受注者から提出された見積書や物価資料等の資料をもとに積算を行う。
- (4) 主に、現場の施設や設備に対する「避暑（熱中症予防）・防寒対策」に関する費用が、積上げ計上の対象となる。
- (5) 作業員個人に対する対策費用は現場管理費に含まれるため、現場環境改善費における計上の対象としない。
- (6) 災害復旧や維持工事等の現場環境改善費の率計上をしない工事においても、「避暑（熱中症予防）・防寒対策」を単独で積上げ計上することができるものとする。
- (7) 設置した機器等の稼働に係る電気代及び燃料代は、現場管理費に動力・用水光熱費として率計上されることから、現場環境改善費に含めない。

○具体的な計上方法については、以下のとおりである。

	＜リース品＞	＜購入品（会社所有備品）＞
	リースにかかる費用を計上	購入費のうち、設置期間分の減価償却費を計上
受注者の提出資料	以下が確認できる見積書（契約書）等 ・設置費用 ・設置期間（1 か月未満切捨て）	以下が確認できる資料 ・購入時期及びその購入価格（販売価格） ・設置期間（1 か月未満切捨て）
積算価格	月当たりリース価格※1×設置月数 ※1 実際のリースに要する費用を見積書等で確認	購入価格※2×設置月数／（耐用年数×12） ※2 実際の購入に要する費用を見積書等で確認

※熱中症対策・防寒対策に関する費用が率計上から積み上げ計上に改定されることに伴い、共通仮設費（現場環境改善費）の率計上として実施が必要な5項目に熱中症対策・防寒対策が含まれなくなることに注意すること。

3 設計変更について

「避暑（熱中症予防）・防寒対策」の実施については、その内容（現場環境改善費に積み上げ計上するもの）を、対策前に工事打合せ簿にて受発注者協議のうえ、決定する。

協議において、受注者から、実施内容や費用が具体的にわかる資料（配置計画、設置期間、カタログ、見積書等）を併せて提出してもらい、対策の妥当性及び現場管理費に計上される費用との重複がないことを必ず確認すること。

4 その他

（１）対策については、現場環境改善の率計上と同様の扱いとし、「土木工事書類作成マニュアル」により、実施内容を施工計画書に含め提出するほか、千葉市土木工事写真管理基準に基づき写真撮影を行い監督職員に提出する。

なお、実施写真（実施報告書）の作成は、不要である。

（２）工事成績評定の取り扱いについては、現場環境改善として取り組んだ「避暑（熱中症）・防寒対策」については、工事成績評定の考査項目における「創意工夫」及び「社会性等」の対象としない。

5 過年度参考通知

R07.09.30 付通知

「避暑（熱中症予防）・防寒対策」に関する現場環境改善費の積算について（通知）

（１）この要領は、令和８年１０月１日から施行する。

（２）この要領は、千葉市土木工事標準積算基準の適用日が令和８年１０月１日以降のものから適用する。